

センター長だより

福祉用語「合理的配慮」について

— 言わば「思いやり」のこと —

大塚地区センター長 加藤秀樹
社会福祉士、介護福祉士実務者研修

1. 「合理的配慮」って何でしょう？

上杉鷹山は「為せばなる、為さねば成らぬ何事も、成らぬは人の為さぬなりけり」という格言を残しました。ご存じの通り「どんなことでもやろうと思って努力すれば、必ず実現できる。無理だと思ってあきらめ、努力をしなければ実現できない。」ということです。この格言には「誰が」と「誰のために」がありませんが、いうまでもなく「私たちが」であり、「私たちのために」です。

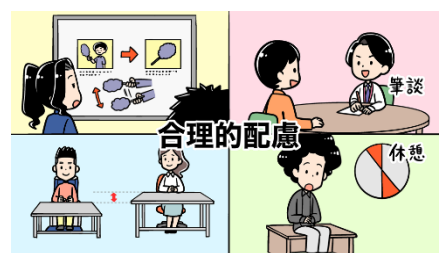
「合理的配慮」という言葉は後で紹介しますが、「障害者差別解消法」に出てくるもので、「私たちは障害を持つ人のために合理的配慮をする(できる範囲において思いやりの行動をとる。)」ということなのです。個人的には鷹山の格言と同様に「やればできる、できないことはない。」ということだと理解しています。皆さんにも是非一緒に考えていただきたいと思います。

2. 「合理的配慮」はどのように生まれたのでしょうか？

「合理的配慮」が生まれた経緯については、内閣府から出されている冊子(資料2、3)に基づいて以下に概略を紹介します。

皆さんは役所、会社、お店などの事業者は、障害のある人に対して正当な理由なく障害を理由として差別することを禁止する法律があることをご存じでしょうか？「障害者差別解消法」(正式名称：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)として平成28(2016)年4月1日にスタートしました(資料1)。この法律は「差別を禁止する」だけでなく、「合理的配慮の提供」を行政機関等に対しては義務、また、一般事業者には努力義務として課しました(資料2)。なお、令和3年に同法が改正され、すべての事業者に対して合理的配慮の提供が義務化されました(資料3)。この法律で定められている合理的配慮の概略は下記のとおりです。

『障害のある人は社会にある様々なバリアによって生活のしづらさを感じていることでしょう。この法律では障害のある人から役所や事業者(会社や食堂などの店)に対して障害(バリア)を取り除いてほしいと伝えられた時、役所を含め事業者は負担が重すぎない範囲で対応する義務が求められています。』



3. 「合理的配慮」を受ける人と提供する人は？

3.1. 「合理的配慮」を受ける人について

この法律において「合理的配慮」を受ける人は「障害者」ですが、障害者手帳を持っている人(身体障害、知的障害、精神障害のある人)のことだけではありません。発達障害や高次脳機能障害の他、難病に起因する障害も含まれます。つまりは、心や体の障害そのものや社会の中にあるバリアによって日常生活や社会生活で制限を受けている人(障害児も含まれます)すべてが対象なのです。なお、広く解釈すれば、何かしら援護を要する高齢者の人なども含まれると考えます。

3.2. 「合理的配慮」を提供する人について

この法律において「事業者」とは、会社や個人店舗はもちろんのこと、繰り返し続ける意思をもって同じサービスなどを行う人たち、例えばボランティア活動をするグループなども含まれます。極端な見方をすれば社会全体と言えるのではないかと考えています。

4. 不当な差別的取り扱いが禁止されています！

障害のある人に対して、正当な理由なく障害を理由としてサービスの提供を拒否することやサービスの提供にあたって場所や時間帯などを制限すること、また、障害のない人にはつけない条件を付けることなどが禁止されます。その他の例は下記の通りです。

- ・受付の対応を拒否する。
- ・本人を無視して介助者や支援者、付き添いの人だけに話しかける。
- ・学校の受験や入学を拒否する。
- ・不動産屋で障害者向け物件はないと言って対応しない。
- ・保護者や介助者が一緒でないとお店に入れない。

正当な理由があっても障害のある人の要望に沿えない場合は、その理由を説明し、理解を得よう努めることが大切です。たとえば、従業員が少ないお店で混雑している時に、「車いすを押して店内を案内してほしい」との希望があった場合は、客が少なくなってから案内しますとか、改めてお越しいただくようお願いするなど、丁寧な対応をすることは誰に対しても必要な対応ではないでしょうか。その他の合理的配慮の例は以下の通りです。

- ・障害のある人の障害特性に応じて座席を決める。
- ・障害のある人からの依頼で、特に問題のない書類の代筆を行う。
- ・意思疎通のために写真のカードやタブレット端末を使う。
- ・段差にスロープなどを使って補助する。

5. 「合理的配慮」は「心のバリアをなくすこと」です

「バリアフリー」という言葉があります。身体機能に障害がある人などが社会参加する上で不都合となる段差や階段など建物や交通機関などに見られる物理的な障害（バリア）をなくす（フリー）ことです。しかし、物理的な障害が取り除かれたとしても、安心して自由に生活するためには言葉や態度などによる差別などもなくさない限り、本当のバリアフリーを実現することはできないでしょう。合理的配慮とは「心の面でのバリアをなくすこと」と言えるのではないのでしょうか。

合理的配慮が必要な課題は私たちの日常生活の中にたくさんあります。夫婦、親子、家庭、職場（組織）さらには社会、国が抱える問題（トラブル）や課題の多くも「思いやり」、「やさしさ」、「いたわり」、つまり、合理的配慮で解決できるのではないかと思います。もし、解決できないとしたら「気配り」が足りないとも言えるのではないのでしょうか。こうした心の問題は、相手に解決を求めるのではなく、私たち一人ひとりが自分に求めなければならない課題なのではないかと思います。

資料

以下の3点は内閣府の障害者施策に関する情報です。

1.障害者権利条約：https://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/h26hakusho/zenbun/h1_01_03_02.html

2006年に国連総会で採択され、日本では2016年に批准されました。条約の全文は上記アドレスで見ることができます。なお、合理的配慮は英語で reasonable accommodation です。

2.障害者差別解消法のリーフレット：https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/pdf/gouriteki_hairyo/print.pdf

3.改定障害者差別解消法のリーフレット https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/pdf/gouriteki_hairyo2/print.pdf



センター長出張、会議出席等

(期間：令和5年6月1日～6月30日)



月日時間	会議・出張等の名称	場所
6月1日(木)、9時30分(欠席)	7地区センター長会議	町役場会議室
6月1日(木)、13時30分(欠席)	川西町スポーツ推進審議会	町民体育館
6月2日(金)、19時(欠席)	大塚地区教育後援会第1回理事会	大塚小学校
6月4日(日)、8時(欠席)	大塚地区ビーチボールバレーボール大会	町民体育館
6月7日(水)、9時(欠席)	映画鑑賞、歌声喫茶	交流センター
6月8日(木)、18時(欠席)	まちづくり委員会代表者会議	町役場会議室
6月10日(土)、6時(欠席)	ボランティア会草刈り	北斗幼稚園
6月13日(火)、9時30分(欠席)	ゆうゆう大学	まどか
6月13日(火)、10時30分(欠席)	川西町学校運営協議会・コミュニティースクール	町役場会議室
6月19日(月)、18時(欠席)	大塚地区農地水環境保全組織総会	JA 大塚ふれあい
6月20日(火)、9時～10時30分	指定管理監査	交流センター
6月21日(水)、18時30分 ～20時30分	まちづくり委員会	町役場会議室
6月22日(木)、8時30分～12時	川西町健康リクリエーション大会	町総合運動公園
6月28日(水)、10時(欠席)	まちカフェ	生きがい交流館
同、18時(大雨中止)	川西町鳥獣被害防止対策総会	町役場会議室
同、18時半(大雨中止)	まちづくり委員会	町役場会議室
6月30日(金)、8時半～9時半	センター月例会議	交流センター

備考：今月は毎週月曜日にセンターで行われる百歳体操をけがのため欠席した。

募集中！

大塚地区交流センターでは、下記について引き続き募集しておりますので是非とも応募いただきますようお願い申し上げます。

- ・生涯学習推進員(センタースタッフ)※主にスポーツ大会運営
- ・治平館だより等の編集委員ならびに読者モニター
- ・人材バンク登録(専門的な技術や知識、特技等)
- ・書道教室のお世話係(準備や後片付け等)



※それぞれ随時受付をしておりますので、大塚地区交流センターまで各種用紙に必要事項を記載し提出、または応募の旨をご連絡いただきますようお願い申し上げます。

(各種応募用紙は、センターにもございます)